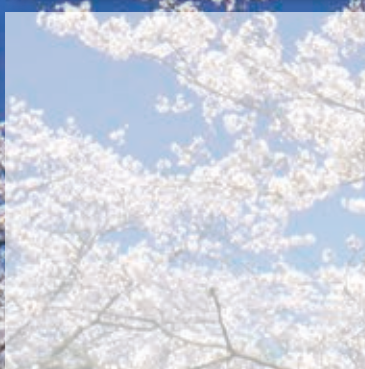
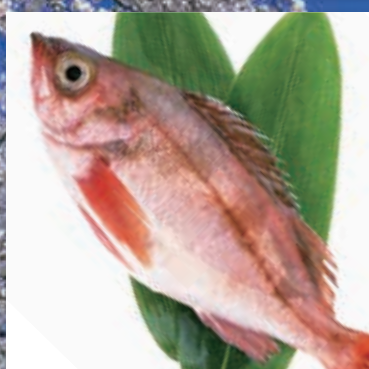
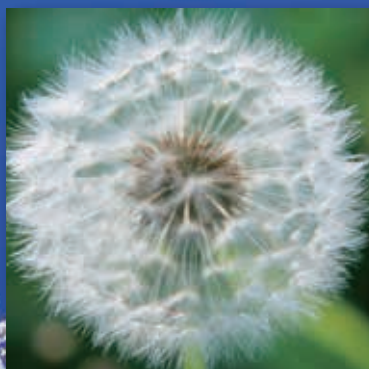


農林水産政策研究所レビュー

Primaff Review



- 巻頭言 津波被害からの農業復興の方向と基本課題
- 研究成果 地理的表示を通じた地域振興
- 世界の農業・農政 米国の農業政策の変遷とその背景

No.52

平成25年3月

農林水産政策研究所

Primaff Review No.52

農林水産政策研究所レビュー

CONTENTS

●巻頭言

津波被害からの農業復興の方向と基本課題

——東京農業大学 国際食料情報学部 教授 門間 敏幸 1

●研究成果

地理的表示を通じた地域振興 —フランスの「味の景勝地」を事例に—

——国際領域 上席主任研究官 須田 文明 2

●世界の農業・農政

米国の農業政策の変遷とその背景 —米国農業を支える政府支払—

——国際領域 主任研究官 勝又健太郎 4

●セミナー概要紹介

農産物の国際市場の発展と今後の方向： 食料の安定供給に関する含意

——食料・環境領域 上席主任研究官 上林 篤幸 6

●ブックレビュー

星野紘著

『過疎地の伝統芸能の再生を願って 現代民俗芸能論』

——農業・農村領域 研究員 小柴有理江 8

●研究活動一覧

9

●農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

10

メールマガジン

「農林水産政策研究所ニュース」のご案内

研究成果報告会・講演会の開催案内、刊行物の新刊情報など当研究所の研究活動に関する情報をわかりやすく、タイムリーに発信しています。ぜひ、ご登録下さい。

<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/merumaga/index.html>

津波被害からの農業復興の方向と基本課題

東京農業大学 国際食料情報学部 教授 門間 敏幸

東京農業大学が一昨年5月より福島県相馬地方で実施している東日本支援プロジェクトは試行錯誤を繰り返しながらこの1年半の間に多様な復興支援活動を実施し、地域住民、行政、現地指導機関の大きな信頼を得ている。ここでは、東日本支援プロジェクトの取組・成果を踏まえ、津波被害からの農業復興の方向と基本課題を整理する。

<津波被害からの復興の基本>

この1年半の復興支援活動の経験から得た津波被害からの復興の基本は、次のように整理する事ができる。1) 迅速な復興活動の展開。復興活動の遅れは、政府・関係機関に対する信頼の喪失を招き復興活動を大きく阻害する、2) 作付制限は農地と農家の心の荒廃をもたらし、復興を加速度的に困難にする、3) 復興対策はケースバイケースで展開すべきであり、集落の数だけ復興対策がある。そのため、できるところから復興対策を迅速に推進する、4) 復興は地域の主たる担い手をターゲットとして、彼らの営農の復興によって地域を牽引するという考え方が重要である。

津波被害地域の水田の復興に関して、東京農大では迅速に復興させることをターゲットとして、1) 1年以内ですぐに復旧させる（軽微な被害地区）、2) 2年で復旧させる（中～甚大な被害地区）、3) 抜本的な基盤改良が必要な地区にわけ、技術開発→開発技術の大規模実証→地域への普及、という方法で実践し、第2段階までは大きな成果を実現している。

また、こうした技術的支援とともに、担い手の経営的な支援対策も同時に展開している。我々が震災直後に実施した津波被害からの営農再開条件に関する被災農家の調査結果では、津波で農業機械を失った農家の多くが農業再開を躊躇していることが明らかになった。そのため相馬市ではこの調査結果に基づき、ヤマト財団の復興支援事業に応募して農業機械の整備を相馬市が行い、法人を設立して復興活動を実践する組織に貸し出すという対策を実施した。現在、3つの農業法人が設立され活動が展開している。さらに、東京農大の農業経営チームでは、法人設立に関わる情報提供、法人設立後の営農活動の展

開方向を解明するために地域の農家の意向調査、6次産業化・農商工連携に関わる先進地視察などの支援を実施し、次の提言を行った。①将来、地域の農家からの農地管理に対する希望がかなり増加することが予想される、②地域の農家の法人に対する期待は、雇用面・農地管理面で大きく、雇用労働の導入を考えた営農展開が不可欠である、③法人の次世代後継者を今から確保する活動を展開することが重要であり、周年雇用できる事業の多角化の方途を今から模索すること。

<風評被害の克服に向けて>

また、福島県の場合、放射能による汚染レベルが低い沿岸部の稲作地帯においても、津波被害からの復興だけにとどまらず風評被害対策の実践も大きな課題である。福島県内における農産物の風評被害の実態とその克服方法に関して、これまで実施した調査結果から得られた結論は、次のとおりである。1) 政府が設定した暫定基準値の意味が消費者に正確に伝わっていないため、数値自体の信頼性に対する疑問が認められる、2) 暫定基準値を下げることは消費者の安全意識をある程度は高めることはできるが、消費者の不安感を一掃することはできない。安心確保のためには、最低でも「検出されない（ND）」を確保することが有効である、3) 福島県で実施している米の全袋検査は、風評被害の克服に有効である。

震災復興に関して、我々社会科学研究者が果たさなければならない役割は極めて大きい。被災現場の状況は地区ごとに大きく異なるとともに、常に変化しており、画一的な復興対策の効果は低い。地域ごとの問題を掘り起こし、当該問題の解決に有効な対策をオーダーメイドしていかなければならない。これをするのが、我々社会科学の研究者の役割である。



地理的表示を通じた地域振興 —フランスの「味の景勝地」を事例に—

国際領域 上席主任研究官 須田 文明

1. はじめに

フランスは、パリ盆地及び北部での耕種部門、北西部のブルターニュなどの集約型畜産を中心に、高い価格競争力を持った農業を展開する一方で、ボルドーやブルゴーニュの高級ワイン、中央部や南部での高品質産品（チーズやフォアグラ等）は、フランスの美食的イメージを高めています。近年の経済グローバル化の流れは、生産性向上による競争力強化と並んで、消費者の「ホンモノ」志向と関連した農産品や農村の文化遺産化を促しています。フランスの美食的料理がユネスコの無形文化遺産に登録されたのには、このような背景があると思われます。地理的表示を通じた製品差別化は、高価格での販売を可能とするでしょうが、AOC（統制原産地呼称）内部での競争激化は、こうした価格プレミアムを消失させるかもしれません。本研究は、こうした地理的表示産品が持続的に高い付加価値を得るための条件について、フランスの「味の景勝地」制度を事例に考察しました。

2. 地域的品質の準レント

地理的表示産品の高付加価値化手法にはおよそ二つのアプローチが考えられます。一つは、ボージョレ・ヌーボーのように、単品の地理的表示産品を地域外に輸出することで高価で販売する方法です。他方で、地域に特徴的な産品と、その景観との結合が醸成する地域イメージと関連させて、その他の複数の産品とサービスとの組み合わせ全体を高付加価値化させることができます。その際、こうした様々な産品を統一的な地域イメージ中心に束ねる役割を担うのがツーリズムなのです。本稿でもこうした地域全体の価値を高める手法について紹介することにしましょう。

ニヨンのオリーブオイル（PDO=AOC）を例に説明します。この産品は1994年にAOCを取得しましたが、1997年にはBaux de Provence、1999年にAix-en-ProvenceとHaute Provenceという二つのAOC、2007年になると国内8つのAOCと競合するよ

うになっています。2007年に欧州の地理的表示制度PDOのオリーブオイルは、実に90もあります。ニヨンのオリーブオイルはこうした中でも最も高価で販売されています（第1表）。

第1表 オリーブオイルの価格

（ユーロ/リットル）

標準品	Haute Provence AOC	Baux de Provence AOC	Nyons AOC
5.8	17.0	19.0	20.4

資料：Pecqueur, 2011.

地理的表示産品でもまた競争の激化が見られますが、それでもニヨンのオリーブオイルが高価格を保っているのは、製品そのものの内在的品質に由来する製品差別化効果のみならず、この産品の地域イメージがもたらす外部効果によります。例えばニヨン地方の農家民宿の平均料金が、ドローム県内の同クラスの中で、最も高いことにもそれは示されています（一週間334ユーロ）（Moalla, Mollard, 2011）。ここには、消費者がニヨンのオリーブ畑の景観を高く評価していることがうかがわれます。

さらに、ニヨンの属するバロニエ地方の直売所や旅行案内所で、セカンドハウス住民やキャンプ場利用者を含む旅行者がどのような産品を購入しているか、その支出額の割合を示したのが以下の第2表です。表に含まれていない羊肉などは、こうした直売所などであまり購入されていません。このように地域イメージから恩恵を受けない一般的産品は、旅行者には評価されていないようです。

第2表 旅行者による産品購入割合

（単位：%）

	購入者の割合	支出額の割合
ニヨンのオリーブ	63.7	31.0
ヤギチーズ	48.1	5.3
アプリコット	45.1	4.0
蜂蜜	42.1	6.9
AOCワイン	41.2	29.1
ラベンダー派生品	28.5	7.5
地ワイン	25.5	6.9
エッセンシャルオイル	25.1	5.3

資料：Pecqueur, 2011.

フランスの研究者たちは、ニヨンのオリーブに見られるように、あるリーダー的な地理的表示産品がその他の産品やサービスと結合して、リーダー産品に象徴される景観や地域イメージから高付加価値化の利益を引き出しているような事態を、「財バスケットモデル」として解明しています(Hirczak, Moalla, Mollard *et al.* 2008)。このバスケットに入る財やサービスの全体が、地域イメージを参照してお互いに高付加価値化しあうことで、それぞれが単品で販売されるよりも高い価格プレミアムを維持できるのです。このモデルは以下のような特徴を持っています。

- ・相互に補完的な財及びサービスの、地域市場でのまとまり
- ・私有財と地方公共財（環境や伝統、景観アメニティ等）の結合が地域イメージを構築
- ・供給組織化を通じて、品質差別化の準レント及び地域的品質の準レントを内部化するために生産者間での調整
- ・需要のインテグレーターとしてのツーリズムの役割とくにツーリズムについて補足しておけば、ニヨンのオリーブ生産組合は、1994年に「オリーブの道」を整備し、ワインやオリーブ、果物、ヤギチーズの生産者からなるNPOは、欧州農村振興基金のリーダー事業を活用して、生産者直売施設や農家レストラン、民宿との連携を図っています。

3. 味の景勝地SRG制度

ところでこのニヨンのオリーブと、それが作り出す景観は「味の景勝地」SRGとして認定されています。これは全国SRG連合会と農業省や文化省、観光省、環境省が協力して、以下の4つの要件を満たす景勝地を認定するものであり、現在100ほどが認定されています。

- ・伝統的、かつ特徴的地域産品の存在
- ・建物や景観など、産品と関連した特徴的「ヘリテッジ（自然や文化遺産）」の存在
- ・滞在施設や遊歩道などの旅行客の受け入れ体制の整備
- ・上記の相乗効果を保証するため、地域の関係者が組織されていること

ニヨンのオリーブのSRGの特徴を挙げれば以下のようです。

- ・中心となる地理的表示産品：オリーブ（PDO）
- ・景観：2000年以上のオリーブ栽培の歴史を持ち、関連する搾油場やオリーブの道（遊歩道）が存在

- ・オリーブを中心として、景観や環境、ツーリズム、アロマセラピー等の地域資源のまとまり
- ・オリーブ生産者組合を中心に生産者団体とツーリズム関連業者のまとまり

SRGの目標は地域に特徴的な産品と景観との相乗効果を通じてツーリズム振興を図ることです。具体例としては、ニヨンのオリーブの場合、オリーブ生産者組合と地元のレストラン業者とが協定を結び、加盟レストランには「味の景勝地メニュー」を提供するよう義務づけています。またレストランの店先に「味の景勝地が推薦するお店」というロゴを提示することができます。なお料理の価格帯は19.90ユーロ～30ユーロとされています（Paris, 2009）。

4. おわりに

現在、農産品や農村の「ホンモノらしさ」ないし真正性への需要が高付加価値化の源泉として考えられています。しかしこうした需要が商品化されることで、これらの産品がかつて有していた「オーラ」が急速に色あせていくのがしばしば見られます。農業や食品生産に関連した景観や伝統的知識は、地方公共財ないし文化遺産として真正性を保証されなければならないのではないのでしょうか。そのためには、本稿で紹介した味の景勝地制度のように、地方公共部門の関与が不可欠です。SRGでも関連省庁がその認定に関わり、またとりわけ欧州農村振興基金のリーダー事業の枠組みで、ツーリズム振興の一環として、地域特産品と関連した景観の整備、民宿整備などが支援されています。このように農産品や農村資源の文化遺産化の流れを巧みに捉えたフランスの経験は、我が国での地理的表示を通じた地域振興施策を構想する際にも参考になることでしょう。

参考文献

- Hirczak, M., Moalla, M., Mollard, A. *et al.* (2008) « Le modèle du panier de bien », *Economie rurale*, no.308.
- Moalla, M., Mollard, A. (2011) Le rôle des cognitions environnementales dans la valorisation économiques des produits et services touristiques, *GES*, vol.13.
- Paris, A. (2009) «La filière oléicole en France », Intervention Oléiculture aujourd'hui.
- Pecqueur, H. (2011) *Valorisation de l'offre territorial des Baronnies Provençales*.



世界の農業・農政

米国の農業政策の変遷とその背景 —米国農業を支える政府支払—

国際領域 主任研究官 勝又健太郎

米国の農家の所得支援のための農業政策は、現在に至るまで様々な形で実施されてきました。ここでは、一見すると複雑に見える米国の農業政策の本質を理解するために、価格所得政策が、どのような背景のもとに、どのような政策意図をもって導入され、どのような役割を果たしてきたのかについて整理するとともに、農家にとっての農業政策の必要性について見ていきます。

1. 価格所得政策

(1) 価格支持融資の創設 (1933年農業法)

価格所得政策は、1930年代の大恐慌において農産物価格が暴落した際に、ニューディール政策の一環として、他産業従事者と見合う購買力を農家に与えることを目的として農産物の市場価格を支持するという形（価格支持融資）で始まりました。これは、一般に収穫直後の市場価格は低いので、①政府が農家に農産物を担保として短期間の融資を提供、②農家は融資期間中に価格が融資単価（ローンレート）より高くなれば農家は農産物を市場で販売して融資を返済、③一方、価格がローンレート未満に低迷したままの場合は、担保農産物を政府に引き渡すこと（質流れ）により融資の返済が免除されるという制度です。質流れした農産物が市場から隔離されることになるので、市場価格がローンレートの水準に支持されることとなります。高水準のローンレートの下での価格支持融資の実施の結果、価格下落が防止され農家の所得は望ましい水準に回復しました。

(2) 支持価格の引下げと不足払の導入 (1973年農業法)

その後、高水準での価格支持による所得の下支えを続けた結果、1950～60年代になると、米国の農産物の価格水準が、生産コストの低いカナダ、オーストラリアと比較して高くなり、価格支持が輸出の支障となってきました。そこで、1960年代初頭に、米国の農産物価格を国際価格並みに低下させるために支持価格の水準を大幅に引き下げました。同時に、低価格下でも農家経営が維持できるように農家への直接支払が導入されました。1973年には、生産コストを賄える価格水準として「目標価格」を設定し、目

標価格と市場価格の差額を不足分として農家に支払う「不足払」が導入され、農家の所得を従来の水準に確保しました。これとは、背景が異なりますが、ECにおける1992年のマクシャリー改革では、同様に農産物の支持価格が引き下げられ、所得を補償するための直接支払が導入されました。

(3) 価格支持融資から販売支援融資へ (1985年農業法)

1980年代初頭になると過剰生産問題を抱えるECが、輸出補助金を乱用した農産物輸出を展開し、純輸出国に転じました。それに伴い、米国の農産物輸出が80年代前半に減少しました。米国の農産物の輸出促進のために、従来の価格支持融資の返済に関して「販売融資」という任意制度（農務長官の裁量で発動）が規定されました（1985年）。市場価格がローンレート未満の場合にその水準で融資を返済できる制度です。ローンレート未満の市場価格で販売することが可能となり、農家にとってローンレートと返済単価（市場価格）の差額分は輸出補助金の効果を持ちます。1986年に開始されたガット・ウルグアイラウンド農業交渉が、特にECが輸出補助金の廃止等に関して妥協せずに1990年に行き詰まりました。ECに対抗するために、1993年から販売融資制度の発動を義務づけることとし現在に至っています（現行の2008年農業法では「販売支援融資」として規定）。

(4) 不足払の廃止と直接固定支払の導入 (1996年農業法)

また、1980年～90年代初頭にかけて米国の財政赤字が急増し、赤字削減の圧力が強まる中で1996年農業法の検討時期に穀物価格が高騰しました。農家に不足払が支払われない状況となる一方、価格所得政策に係る支出削減を計画的に実施するために、不足払は廃止され、価格の動向に関係なく固定額が農家に支払われる直接支払が導入されました。

(5) 不足払 (CCP) の再導入 (2002年農業法)

しかしながら、1996年以降、穀物価格が下落し始め、98年にはローンレート以下となり、固定的な直接支払だけでは農家経営を維持することができなく

なったため、以降、臨時の特別立法により農家に対する追加的支払が実施されました。このような状況に対応するため、2002年、「価格変動対応型支払（CCP）」として新たな不足払が再導入されました。

以上のように価格所得政策は、農産物価格の動向や財政事情等に応じて変革されてきましたが、価格支持融資で基幹部分は維持しつつ、価格低迷時に不足払等の政府支払により農家の所得を追加的に補てんするという基本的な形は維持されています（第1表）。

2. 米国農業を支える政府支払

次に近年の農家の経営状況を平均的規模の小麦生産農家の例で見えます（第1図）。これは、小麦生

産農家（小麦の販売収入が主な収入源である農家）に関する1ヘクタール当たりの売上額、政府支払額（価格所得政策による直接固定支払等、農業保険金、災害援助支払等）と経営費の推移を表したものです。1990年代後半から2006年にかけては、市場価格が低迷していたため、売上額が経営費と同程度、あるいは、経営費が売上額を上回り、価格所得政策等による農家に対する所得支援がなければ、経営が成り立たない状況でした。2006年秋以降に価格が高騰したため、2007年以降、政府支払は必ずしも必要ない状況にありますが、農産物価格の高騰時以外は、政府支払による補助がなければコスト割れしてしまうのが実情です。とうもろこしや大豆の生産農家の経営についても同様の状況です。

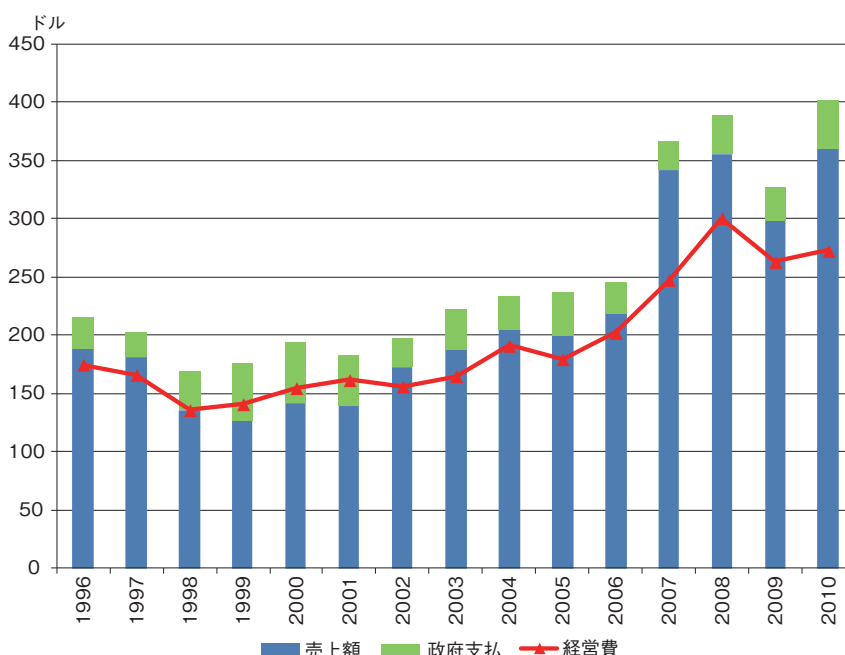
以上のように、世界的にも大規模な米国農業ですら、農産物価格の低迷した場合や自然災害が発生した場合には、農家経営の維持のためには、政府支払が必要不可欠であり、米国農業は政府支払に支えられてきていることが分かります。

3. まとめ

米国の価格所得政策は、価格支持融資として開始され、現在に至るまで当該融資制度を基幹として、不足払、直接固定支払により農家の所得を補てんする形をとってきました。また、自然災害の発生時のリスク管理政策として農業保険や災害支援支払が実施されてきました。昨年9月に期限切れした2008年農業法が本年9月まで延長されましたが、現在も引き続き、次期農業法が検討されています。昨年の上下院の法案においては、現行の直接固定支払と不足払は廃止され、その代わりに従来の農業保険を補強するとともに、収入補償支払で農家の軽微な損失を補てんするという仕組みが検討されています。農家の所得支援の上限となる収入補償支払額の基礎となる平均収入額が、当面、現在の高価格の期間を対象に算定されるので、これには、将来価格が下がった際に、現在の高水準の所得を今後も維持しようという意図がうかがわれます。

第1表 米国の価格所得政策の変遷とその背景

		基幹部分	補てん部分	
		価格支持融資	不足払	直接固定支払
1933年農業法	・大恐慌下、農産物価格の暴落により農家所得が激減 ・他産業と見合う購買力を与えるため農産物価格を支持する融資を開始	○新設		
1973年農業法	・価格支持による輸出競争力の低下 ・支持水準を国際価格並に引下げ ・農家の所得確保のため不足払を導入	－維持	○新設	
1985年農業法	・ECの輸出補助金付き輸出の増大 ・対抗措置として融資を販売支援化	－維持 (販売支援化)		
1996年農業法	・財政赤字の増大と削減圧力 ・価格高騰により不足払の支払なし ・直接支払額の固定化	－維持	×廃止	○新設
2002年農業法	・価格の大幅下落により緊急支援支払を実施 ・新たな不足払を再導入	－維持	○再導入	－維持



第1図 小麦農家にとっての政府支払の必要性（1ヘクタール当たりの金額）

資料：USDA/ERSのデータより筆者作成。

農産物の国際市場の発展と今後の方向： 食料の安定供給に関する含意

食料・環境領域 上席主任研究官 上林 篤幸

講演者／OECD（経済協力開発機構）事務局 農業・貿易局 市場・貿易課長

Wayne JONES（ウエイン・ジョーンズ）氏

目 時／平成24年12月14日（金） 午後3時～5時

於／農林水産政策研究所セミナー室

前世紀から今世紀初頭にかけて低位安定していた穀物や大豆など農産物の国際価格は、今世紀半ばから、主要国における不作、新興国や開発途上国における需要の増加、バイオ燃料用需要という新たな需要の創出、そして投機マネーの流入などにより、乱高下を繰り返しています。これらの状況を踏まえて、今後の農産物の国際需給および国際価格をどう見通すべきでしょうか。今回は先進国のシンクタンクとも言える国際機関、OECD（経済協力開発機構）で農産物市場の見通しを担当しているウエイン・ジョーンズ市場・貿易課長を招き、世界の農産物市場の将来について講演いただきましたので、以下概要をご紹介します。

1. 講演の概要

まず、報告の概要をご紹介します。その柱は、大きく分類して、下記の4点です。つまり、（1）なぜ近年世界で食料の安定供給に関する懸念が生じているのか？（2）今後の世界の食料需給に関する見通しはどのようなものか？（3）農産物の国際価格の変動は大きくなっているか？（4）世界の増加する農産物需要に供給は追いついていけるか？といった点について順次お話ししたいと思います。

2. 増加する食料の安定供給への懸念

まず、第一の「増加する食料の安定供給への懸念」についてですが、近年、世界の人口が70億人を超える水準に増加するとともに、FAO（国連食糧農業機関）によれば、2010年から2012年までの3年間平均で、世界には8億7千万の飢餓人口が存在します。また、たびたび低い在庫水準の下で不作が発生し、農産物の需給は綱渡りの状態になります。さらに、土地、水などの資源の制約が意識されるとともに、気候変動による異常気象が頻発しています。

FAOの食料価格指数をみると、長らく低下傾向にあった実質食料価格指数は21世紀初めに反転し、この指数の計算が開始された1961年以来最長の増加を続けています。対前年比でみた食料価格の増加度合

いは、国によってまちまちですが、日本については、円高が農産物の国際価格の上昇を相殺した結果、近年はほぼ横ばいで、隣国の韓国とは対照的です。概して、各国の食料価格は、農産物の国際市場における価格の動きに強く影響を受けます。農産物の国際価格が上昇する時には、複数の農産物（つまりコムギ、コメ、トウモロコシ、ダイズなど）が揃って上昇する傾向にあります。また、近年はバイオ燃料や農業生産資材などを通じて原油などエネルギーの価格と密接に関連しています。また、各国において実施されている農業政策との関連も見逃せません。

3. 「OECD-FAO 農業見通し」が予測する今後10年間の農産物の国際市場の姿

次は、今後の世界の食料需給の見通しについてです。OECDがFAOと共同で毎年公表している「OECD-FAO農業見通し」は、今後10年間の世界の農産物の需給および価格の予測を行っています。最近のものは、2012年7月に公表した「OECD-FAO農業見通し2012-2021」（以下「見通し」と略）です。この「見通し」は、世界各国や国際機関の農産物市場のマーケットアナリストの知恵を結集して作成されたものです。「見通し」を作成する上で、重要な前提条件があるので、ここに列挙します。すなわち、

（1）平年作、すなわち、今後異常気象が発生しない平常な状態が続く（2）現在の政策が今後も継続する、この2つを前提としています。また、マクロ経済に関する前提については、（1）先進国の停滞と新興国・開発途上国の高成長、（2）今後世界の人口の増加速度はだんだん減速、（3）低いインフレ率、（4）上昇するエネルギー価格、などを見込んでいます。例えば、中国の経済成長率は、今後10年間平均で8%と高い成長率を見込んでいるのに対して、先進国であるOECD加盟国平均では2%強の安定した成長率を見込んでいます。また、原油価格（WTI）は、現在の90ドル／バレルから、2021年には140ドル／バレル強に大きく増加すると想定しています。世界の人口は今後10年間で6億8千万人増加すると見込んでいます。また、世界的に所得水準が

上昇するとともに、人口が都市へ移動し、食生活が多様化するとともに、バイオ燃料の増産が起こるとみられます。より長期的な視点でみると、国連は、世界の都市人口は、2050年までに30億人増加すると予測しています。

これらの所得の向上や都市化の進展を背景に、「見通し」は、今後10年間で、コメ、コムギ、粗粒穀物などの低エネルギー含有農産物の国際価格は低率の増加にとどまる一方、高タンパク・高エネルギー含有農産物である乳製品、食肉、水産物、植物油および砂糖といった農産物の国際価格は高い増加率を見込んでいます。また、「見通し」では、今後10年間の農業生産量の増加率は年率平均1.7%と、過去10年間に比較して鈍化すると予測しています。価格については、コムギとコメは低下が見込まれるものの、他の穀物や油糧種子、砂糖、畜産物、水産物およびバイオ燃料などの国際価格は、過去10年間に比較して今後10年間平均では高止まりすると見通しています。また、今後10年間の農産物の輸出の増加は、ラテンアメリカなどの開発途上諸国が牽引すると予測しています。

4. 農産物の国際価格の変動

それでは、農産物の価格の変動性は増加しているのでしょうか。確かに、農産物の需要の価格弾性値は工業製品のそれに比較して小さいため、生産量の僅かな変動でも大規模な価格の乱高下を招きます。「見通し」においてシナリオ分析をし、もし原油価格が25%上昇したら農産物各品目の国際価格が「現状推移」シナリオに比較してどう変化するのかの分析を行いました。これによれば、大体、農産物各品目は、もし25%の原油価格の上昇が起きた場合、「現状推移」シナリオで予測されている価格水準に比較して大体2～8%の価格上昇が生じることが明らかになりました。また、世界的にGDP（国内総生産額）が10%減少し、景気後退が起きた場合、「現状推移」シナリオに比較して1～6%の価格低下が生じることが明らかになりました。これらのシナリオ分析は、OECDとFAOが加盟国の協力を得て開発したAGLINK-COSIMOモデルに各シナリオに基づいたショックを与え、その結果を「現状推移」シナリオの結果と比較することにより実施しました。

5. 全世界で今後増加する農産物への需要に供給を追いつかせるための方策

最終章のテーマに移りたいと思います。世界の食料の生産量は、今後増加する需要量に追いついていくことが可能なのでしょうか。需要量に見合う生産量を達成するためには、2050年までに現在の農産物

生産量を約60%増加させなければならないことがわかっています。しかし、耕地面積は頭打ちで今後これを増加させる見込みはなく、また単収などの生産性の増加率も減速してきています。FAOによれば、世界の耕地面積合計は、2050年で約16億ヘクタールと予測していますが、2010年現在で既に約15.5億ヘクタールであり、今後40年間でほとんど増加の余地はありません。過去の世界の農産物の生産量の増加は、栽培面積の増加ではなく、生産性の向上、すなわち単収の増加によって達成されてきました。生産性の増加は、先進国および開発途上国のいずれにおいても近年その増加速度が加速しているように見受けられます。しかし、今後を考えると、いくつかの不安要因が存在します。すなわち、（1）生産コストの増加、（2）土地資源の劣化、（3）気候変動による豊凶変動の増加、です。人類は、生産性の向上を通じて農業生産量を増やすべく、挑戦を続けなければなりません。専門家の推定によれば、ラテンアメリカ、南アジアおよびサブサハラアフリカ地域において、まだ大幅に単収を増加させる可能性が残っています。AGLINK-COSIMOモデルを用いたシナリオ分析では、もしこれらの諸地域で生産性の向上を達成できれば、農産物の生産量の増加と国際価格の低下をもたらすことが可能との結果が出ています。

では、我々は何をすることが必要なのでしょうか？その答えは、より良い生産管理技術や技術革新の強化を通じて生産性を向上させることや、食料の無駄な廃棄を少なくさせることにあります。また、貧困から生じる飢餓を撲滅し、持続可能性を有する農業を育成していく事が何よりも求められています。



ウエイン・ジョーンズ氏

『過疎地の伝統芸能の再生を願って 現代民俗芸能論』

星野 紘 著

農業・農村領域 研究員 小柴有理江

評者は過疎・高齢化の深刻な地域に数年間居住する機会を頂いたことがあります。そこには多くの伝統文化が残っており、祭りや農耕儀礼、和太鼓など多彩な伝統文化に触れることができました。その内容は農山村と漁村では大きく異なっていましたし、集落間でも違いがあり、各々が立派で、大変興味深いものでした。またそれに付随する経済循環や世代間交流等がもたらす効果も地域社会にとっては見過ごせないものでした。しかし、近年では高齢化に伴い、そうした伝統文化の担い手が確保できず、簡素化や休止が相次いでいます。その一方で、Iターン者や地元の若者達は、その伝統文化に大変関心を持ち、年配者の教を乞いながら、その復活や伝承に奮闘していました。彼らがその地域で生きる誇りの象徴として、伝統文化があったように思います。前置きが長くなりましたが、こうした状況に接した者として、過疎地域での伝統文化の再生の方途を少しでも知りたいと思い、手にしたのが本書でした。

本書の著者は、文化行政に長年携わってきた民俗学者です。本書では伝統文化の中でも、地域の伝統芸能、特に神楽の伝承問題に焦点が当てられています。過疎・高齢化に伴う神楽の危機的な状況、それに対する各地での苦闘ぶりが描かれています。さらに同様の課題に直面する韓国、中国における無形文化財の保護政策の比較分析もなされています。以下、その内容の一端を紹介します。

著者は長野、岐阜、静岡、愛知の各県で独自に行ったアンケート調査から、現存している無形文化財のおよそ65%が伝承に課題を抱えていることを明らかにしています。集落の定住人口の確保が根本的な解決策ですが、それが簡単には叶わない中での、伝承をめぐる各地の粘り強い取組が紹介されます。

その方策の第1は、担い手不足を補うため、伝承対象者の枠の拡大、他出した住民の参加といった対

応です。これは既に多くの地域でとられている方策でしょう。さらには集落間での人材の相互補完、それでも不足する場合は愛好者なども受け入れながら継続を図っている場合もあるそうです。また集落

単位で集団移転した場合には、移転先で有志によって伝承されているケースがあることも紹介されています。なお、小中学校も重要な伝承の場ですが、それも学校の統廃合の進展により、集落単位での継承は難しくなっているようです。ある地域では、2段構えの伝承、すなわち複数集落に共通する共通譜を作成して基礎を習得し、その上で各集落の演じ方を個別に習得することを余儀なくされているそうです。

他方で、伝統文化を継承していくには集落内の合意形成も欠かせません。そのためのリーダーの役割や住民への細やかな配慮が必要な要素であると指摘されています。

本書には、こうした一進一退を繰り返す伝統文化の乖離（変容）と回帰（伝承）のプロセスが描かれています。伝統文化の伝承といっても、単にその技を受け継いでいくことだけではないことが分かります。地域としての伝承の仕組みづくり、またそれを現実に即して常に作りかえていくことに住民の主体性が込められていること、それを読み取ることの重要性が示唆されています。

このように本書は伝統文化がテーマとなっていますが、それに関わらず、地域社会のあり方に関心のある方にとっても広く参考になるでしょう。



『過疎地の伝統芸能の再生を願って
現代民俗芸能論』

著者／星野 紘
出版／2012年7月
発行所／国書刊行会

研究活動一覽

「研究活動一覽」は、当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を、読者の皆様に提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては、直接担当研究員までお問い合わせください。

① 研究論文および雑誌記事等

著者名（共著者を含む）	表 題	発表誌等 (単行本の場合は発行所名も記入)	巻・号	発表年月
吉井邦恒	カナダにおける農業経営安定対策の変遷ー1980年代後半以降の農業政策の見直しとの関連に留意してー	平成23年度カントリーレポート：米国、カナダ、ロシア及び大規模災害対策（チェルノブイリ、ハリケーン・カトリーナ、台湾・大規模水害）	第3号	2012年8月
吉井邦恒	アメリカ2012年農業法をめぐる最近の状況	海外果樹農業ニュースレター	第9号	2012年9月
吉田行郷・香月敏孝・小野智昭・福田竜一・橋詰 登・杉戸克裕・羽子田知子	過去の復興事例等の分析による東日本大震災復興への示唆ー農漁業の再編と集落コミュニティの再生に向けてー	震災対応特別プロジェクト研究資料	第1号	2012年9月
香月敏孝・吉田行郷・吉川美由紀	社会福祉法人・特例子会社等の農業分野への進出の現状と課題	農村活性化プロジェクト研究資料	第5号	2012年10月
吉井邦恒	アメリカ2012年農業法をめぐる動き	DAIRYMAN（デーリイマン）	第63巻 第10号	2012年10月
吉田行郷・小野智昭・香月敏孝・杉戸克裕・吉井邦恒・橋詰 登・江川 章・福田竜一・平林光幸・鈴木源太郎・羽子田知子	水田地帯における地域農業の担い手と構造変化ー富山県及び佐賀県を事例としてー	構造分析プロジェクト研究資料	第1号	2012年10月
上林篤幸	OECD-FAO 農業見通し 2012-2021の概要（穀物部分）	製粉振興	551号	2012年11月
Trung, N., K.Yoshii & T. Oyama	Investigating the recent changes of Japan's food self-sufficiency ratio	World Congress of Administrative & Political Science 2012		2012年11月
小野智昭・吉田行郷・香月敏孝・橋詰 登・杉戸克裕	水田農業における組織経営体の実態と構造変化ー富山県と佐賀県の旧村を事例としてー	2011年度日本農業経済学会論文集		2012年12月
薬師寺哲郎 吉田行郷	産業連関表からみた食用農水産物・食料品の商業マージン率の動向	2011年度日本農業経済学会論文集		2012年12月
吉田行郷 薬師寺哲郎	北海道産小麦の需要拡大に向けた今後の対応方向	2011年度日本農業経済学会論文集		2012年12月
上林篤幸	世界農業と農産物市場の動向ー世界農業および農産物市場のこれまでの歩みとこれからの方向ー	土地改良	280号	2013年1月
清水純一	21世紀におけるブラジル農業の発展	農村と都市をむすぶ	第63巻 第1号	2013年1月

② 口頭発表および講演

講演者	講演演題	講演会名（主催者）	講演開催年月日
吉井邦恒	米の収入変動緩和対策の効果に関する予備的分析—東北地方の事例を中心に—	第48回東北農業経済学会	2012年8月25日
鎌田 譲	東日本大震災における食品産業の操業再開に関する分析	第62回地域農林経済学会	2012年10月21日
Trung, N., K.Yoshii & T. Oyama	Investigating the recent changes of Japan's food self-sufficiency ratio	World Congress of Administrative & Political Science 2012	2012年11月30日
松田裕子	EU加盟国における地理的表示保護制度の運用と活用	農林水産政策研究所研究成果報告会	2012年12月18日
草野拓司	インドにおける飼料穀物消費の動向と展望	資源経済論研究会 (明治大学農学部資源経済論研究室)	2012年12月19日
吉田行郷	国内産小麦の需要拡大に向けた今後の対応方向～北海道産小麦と九州産小麦の比較分析から～	民間流通連絡協議会作業チーム会合	2013年1月21日
吉田行郷	障害者就労における農業分野への期待／特例子会社の農業分野への進出の現状と課題	兵庫県特例子会社設置促進連絡会議	2013年1月24日

農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

(2013年4月～5月開催)

開催大会等	主催	開催日時	開催場所
Third ISA Conferenced the Council of National	International Sociological Association-Research Committee 40	2013年5月12日（日） ～17日（金）	Ankara, Turkey

平成25(2013)年3月25日 印刷・発行

Primaff Review

農林水産政策研究所レビュー No.52



編集発行 農林水産省農林水産政策研究所
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL 03-6737-9000
FAX 03-6737-9600
URL <http://www.maff.go.jp/primaff>

印刷・製本 よしみ工産 株式会社

Primaff Review

